

# 自動販売機募集要領

(令和5年度)

朝霞駐屯地業務隊

## 募集要領

### 1 概要

自衛隊大井通信所において、職員及び来訪者等の利便性を確保するため、自動販売機の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

### 2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

### 3 設置条件

- (1) 設置方法  
国有財産法（昭和23年6月30日 号外法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。
- (2) 設置機種及び台数  
食品自動販売機（パン・菓子・カップラーメン等）：1台
- (3) 募集者数  
1社
- (4) 使用許可期間  
令和6年4月1日～令和10年3月31日（設置及び撤去等に要する期間を含む。）
- (5) その他  
仕様書（その1）及び仕様書（その2）のとおり。

### 4 公募説明会（募集要領、仕様書等説明）

本説明会に遅刻又は欠席した業者は、公募に参加できない。

なお、本説明会の参加条件として、参加申込書にて期日までに参加登録していることが必要

- (1) 日時：令和5年10月12日（木）午後3時30分（午後3時25分までに入室）
- (2) 場所：陸上自衛隊朝霞駐屯地厚生センター厚生会議室
- (3) 携行品：募集要領、仕様書

※ 参加者（各業者2名以内）は、令和5年10月11日（水）午後5時までに参加申込書に会社名、氏名等を記入後、直接持ち込み、FAX又は電子メールで登録

連絡先：陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊厚生科 藤原  
FAX：048-460-1711（内線4451）  
電子メール：asaka-gsvc-ea@inet.gsdf.mod.go.jp

## 5 応募手続等

### (1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、次のとおり提出書類を提出先に期限までに提出すること。

#### ア 提出書類

- (ア) 申請書（別紙第1） 1部
- (イ) 企画提案書（別紙第2） 1部  
次の事項について、必ず記載又は資料を添付すること。
  - a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙第3）  
※ 販売予定品に関わる写真を添付する。
  - b 商品の供給体制
  - c ゴミ（空き容器）等廃棄物の回収及び処分方法
  - d 電子マネーの対応及びポイント付加等購入時のサービスの有無  
（電子マネーへの対応可否及び使用可能な場合の種類、商品購入の際のポイント付加の有無及びそれ以外の商品購入時のサービスの有無）
  - e 設置する自動販売機の機種、サイズ及び1台あたりの年間消費電力（別紙第4）
  - f 省エネルギー・環境対策に係る提案
  - g 災害発生時の会社の対応及び自動販売機本体の機能（災害発生時、自動販売機に対応する機能があれば詳細に記載）
  - h メンテナンス及びアフターサービスについて
  - i 営業所等の所在地及び営業時間・営業所から朝霞駐屯地までの所要時間
  - j 埼玉県、和光市、新座市及び朝霞市内での自動販売機設置台数
  - k 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
  - l クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
  - m 衛生管理方法及び過去3年間の法令遵守状況
  - n 防衛省における営業方針（職員が利用する際の利点、他の場所に設置している自動販売機と防衛省に設置予定の自動販売機の違い等）
  - o 会社概要
  - p その他のアピールポイント
- (ウ) 企画提案書付属書類 1部  
自動販売機本体及びゴミ箱の仕様が記載されたカタログ（日本産業規格A4）
- (エ) その他関係書類 各1部  
公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること（関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。）。
  - a 業務確約書（別紙第5）
  - b 戸籍抄本
    - (a) 法人である業者にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
    - (b) 発行後3か月以内のもの

- c 営業経歴書  
会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革（営業年数）、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等が記載されているもの（様式自由）。これらの内容が記載されたパンフレット等でも可
- d 財務諸表
  - (a) 個人  
直近の（申請日直前1年以内に税務署に提出した）所得税青色申告決算書、確定申告書
  - (b) 法人  
直近の（申請日直前1年以内に確定した）貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等
- e 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書  
発行後3か月以内のもの
  - (a) 個人  
その3の2
  - (b) 法人  
その3の3
- f 会社概要（任意様式、パンフレット可）
- g 印鑑証明書  
発行後3か月以内のもの
- h 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し（該当する場合のみ）  
注： 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写し（コピー）を、b、c、d及びeに定める書類に代えることができる。

イ 提出先

〒178-8501  
東京都練馬区大泉学園町  
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊厚生科（担当：藤原）  
電話番号：048-460-1711  
内 線：4415 F A X：4451

ウ 提出期限

令和5年10月23日（月）午後5時まで

(2) 応募者の失格

アからキのいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

- ア 提出書類が期限を過ぎて提出された場合
- イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- オ 過去（又は現在）、防衛省（防衛省共済組合を含む。）に支払う国有財産使用料（共済組合の場合は管理手数料等）及び光熱水料を滞納したことがある（している）場合
- カ 提示した国有財産使用料が、今年度の金額未満の場合
- キ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

原則として、提出後の書類変更（修正、差し替え、削除、追加）は禁止する。

## 6 選考の方法

- (1) 提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。ただし、決定業者に辞退及び失格等があったときは、次点の者を候補者とする場合がある。
- (2) 同一業種に複数業者の応募があった場合は、プレゼンテーション等を実施する場合があるので、日程等は別途通知する。また、企画提案内容及び実施能力が同等と判断され、審査により決しない場合には、別途、指定する日時に公開抽選を行い決定する。  
なお、審査結果については、異議を申し立てることができないものとする。

## 7 選考結果等

- (1) 決定年月日  
令和5年11月9日（木）  
ただし、前項(2)に定める公開抽選を行う場合は、公開抽選の開催日とする。
- (2) 結果通知要領  
陸上自衛隊朝霞駐屯地厚生科事務室前に決定業者を掲示（決定年月日の午前9時）するとともに、決定業者に対しては文書等により通知する。
- (3) 決定業者説明会  
決定業者に別途通知する。

## 8 業者決定後の提出書類

自動販売機の設置及び経営業者として決定されたものは、第1号から第3号のとおり、提出すること。

- (1) 提出書類
  - ア 国有財産使用許可申請書
  - イ 設置する自動販売機の機種等（別紙第4）
  - ウ 誓約書（別紙第6）
  - エ 役員名簿（別紙第7）
- (2) 提出先  
申請書等の提出に同じ。
- (3) 提出期限  
令和5年11月27日（月）午後5時まで

## 9 問い合わせ先

〒178-8501 東京都練馬区大泉学園町  
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊厚生科（担当：藤原）  
電話番号：048-460-1711  
内 線：4415 F A X：4451  
※ 土日祝日を除く平日の午前9時から午後1時、午後2時から午後5時まで  
電子メール：asaka-gsvc-ea@inet.gsdf.mod.go.jp

## 10 その他

この募集要領に定めない事項については、陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊厚生科の指示によるものとする。

## 申請書

令和 年 月 日

陸上自衛隊  
朝霞駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地  
商号又は名称  
代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

自衛隊大井通信所において、自動販売機を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

〈国有財産使用料・大井通信所〉

【屋内】 年額 円/m<sup>2</sup>（税抜き） 年額 円/m<sup>2</sup>（税込み）  
（設置後支払う1平方メートルあたりの年間国有財産使用料を記入すること。）

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用すること。

企画提案書

会社概要

- 1 会社名
  
- 2 本社所在地
  
- 3 設立年月日
  
- 4 資本金
  
- 5 社員数
  
- 6 自動販売機設置台数（全国）
  
- 7 売上高

ア 主な販売予定商品・販売価格表（別紙第3）
イ 商品の供給体制
ウ ゴミ（空き容器）等廃棄物の回収及び処分方法

エ 電子マネーの対応及びポイント付加等購入時のサービスの有無 <u>(電子マネーへの対応可否及び使用可能な場合の種類、商品購入の際のポイント付加の有無及びそれ以外の商品購入時のサービスの有無)</u>
オ 設置する自動販売機の機種、サイズ及び1台あたりの年間消費電力 (別紙第4)
カ 省エネルギー・環境対策に係る提案
キ 災害発生時の会社の対応及び自動販売機本体の機能 <u>(災害発生時、自動販売機に対応する機能があれば詳細に記載)</u>
ク メンテナンス及びアフターサービスについて
ケ 営業所等の所在地及び営業時間・営業所から朝霞駐屯地までの所要時間
コ 埼玉県和光市、新座市、朝霞市及びふじみ野市内での自動販売機設置台数 (令和5年10月1日現在)



サ 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
シ クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
ス 衛生管理方法及び過去3年間の法令遵守状況 <u>（法令違反があった場合、その時どのように対応したのかを記載）</u>
セ 防衛省における営業方針 <u>（職員が利用する際の利点、他の場所に設置している自動販売機と防衛省に設置予定の自動販売機の違い等）</u>
ソ 会社概要
タ その他のアピールポイント





業務確約書

令和 年 月 日

陸上自衛隊  
朝霞駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊朝霞駐屯地等における自動販売機の設置及び経営」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地  
商号又は名称  
代表者の氏名 印

法人・個人の別  
担当者氏名：  
電 話：  
F A X：

法人・個人

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナをふり、申請印は登録印を使用すること。

## 誓約書

- 私
- 当社

は、下記第 1 項に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記第 2 項に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記第 3 項の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記第 1 項に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

## 記

### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式第 7 により変更後の役員名簿を提出します。

### 2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

## 3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（注1）、政治活動標ぼうゴロ（注2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

注1： 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

注2： 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

北関東防衛局長 殿

令和 年 月 日

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

